

沖縄県土木建築部において令和5年3月1日から適用する労務単価

基準額及び割増賃金率

職種名	割増対象 賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数K			単価 (単位:円)
		時間外(1.25) (A)*1/8*1.25	休日(1.35) (A)*1/8*1.35	深夜(0.25) (A)*1/8*0.25	
1 特殊作業員	0.784	0.123	0.132	0.025	23,000
2 普通作業員	0.852	0.133	0.144	0.027	20,000
3 軽作業員	0.882	0.138	0.149	0.028	15,100
4 造園工	0.788	0.123	0.133	0.025	19,600
5 法面工	0.820	0.128	0.138	0.026	24,200
6 とび工	0.860	0.134	0.145	0.027	29,400
7 石工	0.861	0.135	0.145	0.027	20,700
8 ブロック工	0.795	0.124	0.134	0.025	19,100
9 電工	0.721	0.113	0.122	0.023	19,000
10 鉄筋工	0.877	0.137	0.148	0.027	26,500
11 鉄骨工	0.813	0.127	0.137	0.025	21,600
12 塗装工	0.829	0.130	0.140	0.026	25,700
13 溶接工	0.823	0.129	0.139	0.026	25,900
14 運転手(特殊)	0.796	0.124	0.134	0.025	26,500
15 運転手(一般)	0.821	0.128	0.139	0.026	24,100
16 潜かん工	0.926	0.145	0.156	0.029	35,500
17 潜かん世話役	0.776	0.121	0.131	0.024	44,100
18 さく岩工	0.760	0.119	0.128	0.024	32,500
19 トンネル特殊工	0.962	0.150	0.162	0.030	28,700
20 トンネル作業員	0.951	0.149	0.160	0.030	23,100
21 トンネル世話役	0.928	0.145	0.157	0.029	39,000
22 橋梁特殊工	0.838	0.131	0.141	0.026	34,900
23 橋梁塗装工	0.864	0.135	0.146	0.027	27,200
24 橋梁世話役	0.793	0.124	0.134	0.025	41,900
25 土木一般世話役	0.772	0.121	0.130	0.024	27,300

職種名	割増対象 賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数K			単価 (単位:円)
		時間外(1.25) (A)*1/8*1.25	休日(1.35) (A)*1/8*1.35	深夜(0.25) (A)*1/8*0.25	
26 高級船員	0.744	0.116	0.126	0.023	25,300
27 普通船員	0.738	0.115	0.125	0.023	23,600
28 潜水士	0.810	0.127	0.137	0.025	46,800
29 潜水連絡員	0.873	0.136	0.147	0.027	29,600
30 潜水送気員	0.886	0.138	0.150	0.028	32,800
31 山林砂防工	0.727	0.114	0.123	0.023	-
32 軌道工	0.840	0.131	0.142	0.026	-
33 型枠工	0.901	0.141	0.152	0.028	27,700
34 大工	0.925	0.145	0.156	0.029	26,100
35 左官	0.871	0.136	0.147	0.027	27,200
36 配管工	0.746	0.117	0.126	0.023	18,600
37 はつり工	0.856	0.134	0.144	0.027	19,900
38 防水工	0.773	0.121	0.130	0.024	32,500
39 板金工	0.721	0.113	0.122	0.023	25,700
40 タイル工	0.861	0.135	0.145	0.027	21,300
41 サッシ工	0.769	0.120	0.130	0.024	22,100
42 屋根ふき工	0.804	0.126	0.136	0.025	-
43 内装工	0.852	0.133	0.144	0.027	21,100
44 ガラス工	0.753	0.118	0.127	0.024	23,700
45 建具工	0.839	0.131	0.142	0.026	-
46 ダクト工	0.739	0.115	0.125	0.023	18,900
47 保温工	0.735	0.115	0.124	0.023	21,700
48 建築ブロック工	-	-	-	-	-
49 設備機械工	0.754	0.118	0.127	0.024	22,500
50 交通誘導警備員A	0.843	0.132	0.142	0.026	13,600
51 交通誘導警備員B	0.902	0.141	0.152	0.028	11,600

※ 沖縄県土木建築部において、令和5年3月1日以降予算執行伺いを決裁する工事から上記の労務単価を適用する。

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額(法定福利費(個人負担分)含む)
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{① 基本給相当額} + \text{② 基準内手当}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\text{③ 臨時の給与} + \text{④ 実物給与}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

図-1 公共工事設計労務単価の構成

(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 - ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
 - ③ 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費
- 〔例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。〕

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。
 ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)